平成２３年（フ）第１５３号
山形市あこや町１丁目19番19号
債務者　長岡　勇一
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６９号
山形県東村山郡山辺町大字山辺1011番地１
債務者　岡部　泰幸
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７０号
山形県天童市南小畑５丁目２番13号、前住所青森県八戸市大字鮫町字シコシリ25番地３
切無沢方
債務者　奥山　直樹
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７２号
山形県村山市楯岡荒町２丁目３番13号、前住所山形市東原町３丁目８番24―204号　ロワイヤルユウ東原
債務者　佐々木由香
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
山形地方裁判所民事部

任務終了計算報告集会の期日

平成２２年（フ）第２１２９９号
東京都中央区日本橋小網町３番18号　第１カネトモビル803号
破産者　株式会社ティー・アンド・ケイプランニング
任務終了計算報告集会の期日　平成23年10月18日午後１時15分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第３４００号
福岡県古賀市青柳町1116番地、破産手続開始決定時の住所福岡県古賀市青柳町211番地２
破産者　今泉　　淳
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２４号
福岡県久留米市高良内町3218番地自衛隊内野宿舎11棟101号、前住所福岡県小郡市希みが丘２丁目５番地10
破産者　中尾　博行
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２４４号
青森県三戸郡南部町大字鳥谷字妻神12番地３
破産者　中舘　文雄
1　決定年月日　平成23年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第８６号
新潟市北区葛塚4627番地　アルビヨン下大口203号
破産者　長谷川雅弘
1　決定年月日　平成23年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４１号
金沢市北町丁61番地４、従前の住所金沢市涌波２丁目11番13号
破産者　隈田　豊志
1　決定年月日　平成23年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第６５１号
金沢市堀川町21番26号
破産者　辰巳　寛直
1　決定年月日　平成23年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１３５３号
広島市西区三滝本町２丁目１番１―27号
破産者　尾川　　葆
1　決定年月日　平成23年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７０号
広島市安佐北区落合１丁目７―26、住民票上の住所広島市安佐北区落合１丁目48番１―705号
破産者　冨永　和也
1　決定年月日　平成23年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７８号
広島市西区楠木町４丁目２番16―301号
破産者　尾川　英司
1　決定年月日　平成23年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１号
東京都渋谷区神宮前６丁目34番３号　原宿バーダントハイツ207、旧住所広島県福山市多治米町５丁目17番５号
破産者　岡田　寿介
1　決定年月日　平成23年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第８４３号
福岡市南区長住７丁目２番21―509号
破産者　箱崎　英智
1　決定年月日　平成23年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部